

議事日程(第1号)

平成29年12月1日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第70号 専決処分の承認を求めるについて
(平成29年度木城町一般会計補正予算 第3号)
- 日程第4 議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第72号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第73号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第74号 平成29年度木城町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第75号 平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第76号 平成29年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第77号 平成29年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第78号 平成29年度木城町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第79号 平成29年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 委員会付託の省略
- 日程第14 議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第70号 専決処分の承認を求めるについて
(平成29年度木城町一般会計補正予算 第3号)
- 日程第4 議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第5 議案第72号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第73号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第74号 平成29年度木城町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第75号 平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第76号 平成29年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第77号 平成29年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第78号 平成29年度木城町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第79号 平成29年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 委員会付託の省略
- 日程第14 議案に対する質疑

出席議員（10名）

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
3番 中武 良雄君	5番 後藤 和実君
6番 堀田 廣幸君	7番 淵上 三月君
8番 原 博君	9番 山田 秋吉君
10番 内田 重則君	11番 黒木 泰三君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 河野 浩俊君 議事調査係長 廣瀬 孝一君
 書記 橋本 正枝君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	教育長	中竹 聖子君
総務財政課長	中村 宏規君	会計管理者	津江 邦彦君
まちづくり推進課長	吉岡 信明君	環境整備課長	押川 道彦君

教育課長 西田 誠司君 福祉保健課長 小野 浩司君
町民課長 萩原 一也君 産業振興課長 湊上 達也君

午前9時00分開会

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼、ご着席ください。

○議長（黒木 泰三） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから平成29年第6回木城町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

平成29年第6回木城町議会臨時会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、11月28日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（黒木 泰三） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、眞鍋博君、2番、神田直人君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（黒木 泰三） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第70号

日程第4. 議案第71号

日程第5. 議案第72号

日程第6. 議案第73号

日程第7. 議案第74号

日程第8. 議案第75号

日程第9. 議案第76号

日程第10. 議案第77号

日程第11. 議案第78号

日程第12. 議案第79号

○議長（黒木 泰三） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第3、議案第70号から日程第12、議案79号に至る議案については、朗読は省略し、一括して町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 平成29年第6回木城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かとご多用の中にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

ただいま上程いただきました議案第70号から議案第79号に至る10議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第70号。議案第70号は、専決処分の承認を求めるについてであります。専決処分の承認を求めるのは、平成29年度木城町一般会計補正予算（第3号）であります。

衆議院が9月28日に解散され、投開票を10月22日に執行いたしました。議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、木城町一般会計補正予算（第3号）を平成29年9月28日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算（第3号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ44億1,700万円にするものであります。

歳入は、県支出金483万4,000円、繰越金16万6,000円であります。

歳出は、総務費の選挙費526万1,000円、予備費減額26万1,000円であります。

次に、議案第71号。議案第71号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国は、去る11月17日に、平成29年8月の人事院勧告どおり、国家公務員の給与に関して、月例給及び勤勉手当を引き上げることを閣議決定いたしました。それに伴い、本町においても、一般職の月例給及び勤勉手当の支給率の改定を行うものであります。

月例給は平均で0.2%の増額改定、勤勉手当については0.1カ月分の増額支給とし、月例給については、本年4月にさかのぼり調整をするものであります。

次に、議案第72号。議案第72号は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定等が閣議決定されたことに伴い、本町においても、特別職の職員で常勤のものの町長等の期末手当について、支給率を0.05カ月分の増額支給を行うものであります。

次に、議案第73号。議案第73号は、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定等が閣議決定されたことに伴い、本町においても、議会議員の期末手当について、支給率を0.05カ月分の増額支給を行うものであります。

次に、議案第74号。議案第74号は、平成29年度木城町一般会計補正予算（第4号）であります。

補正予算（第4号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、予算の総額をそれぞれ44億2,100万円にするものであります。

歳入は、繰越金400万円であります。

歳出の主なものは、給与改定によります職員手当等で、総務費140万6,000円、教育費57万6,000円、民生費54万8,000円等であります。

次に、議案第75号。議案第75号は、平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

補正予算（第3号）は、給与改定に伴い、歳出を組み替え、総務費増額11万7,000円、予備費減額11万7,000円にするもので、予算の総額に変更はありません。

次に、議案第76号。議案第76号は、平成29年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

補正予算（第3号）は、給与改定に伴い、歳出を組み替え、簡易水道費増額7万4,000円、予備費減額7万4,000円にするもので、予算の総額に変更はありません。

次に、議案第77号。議案第77号は、平成29年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

補正予算（第1号）は、給与改定に伴い、歳出を組み替え、公共下水道費増額3万4,000円、予備費減額3万4,000円にするもので、予算の総額に変更はありません。

次に、議案第78号。議案第78号は、平成29年度木城町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。

補正予算（第3号）は、給与改定に伴い、保険事業勘定の歳出を組み替え、総務費増額14万

6,000円、予備費減額14万6,000円にするもので、予算の総額に変更はありません。

最後に、議案第79号。議案第79号は、平成29年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

補正予算（第2号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ5万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ8,300万9,000円にするものであります。

歳入は繰入金5万4,000円で、歳出は給与改定によります職員手当等で、総務費5万4,000円であります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして承認及び可決をしていただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（黒木 泰三） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第13. 委員会付託の省略

○議長（黒木 泰三） 日程第13、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第70号から議案第79号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、議案第70号から議案第79号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第14. 議案に対する質疑

○議長（黒木 泰三） 日程第14、議案に対する質疑を行います。

これより、提出されました議案第70号から議案第79号に至る1議案ごとの質疑・討論・採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第70号専決処分の承認を求めるについて（平成29年度木城町一般会計補正予算第3号）を議題といたします。

議案第70号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより、議案第70号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第71号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第71号に対する質疑はありませんか。6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 2、3点質問をいたしたいと思います。

昨年も同じこの時期に質問いたしましたが、いわゆる、今回で4年連続の引き上げですか。過去、東日本大震災の後に2年連続マイナス引き下げがありました。

昨年のこの場で、その引き下げになる前の基準に達していない職員がまだ何人かおられるという当時の課長の答弁でありましたが、今回0.2%引き上げてもなおかつ、その引き下げになるまでの水準に達していない職員はいまだあるのかどうか、1点。

もう1点は、人事院勧告による国は0.15%給料、県が0.12、本町が今0.2ということですが、はるかに国、県よりも上げ幅が大きいわけですが、その理由はどこにあるのか、ほかの近隣の町村と比べて低いからなのか。

第3点、0.2はあくまでも平均であります、一番大きい最小の引き上げ率、最大の引き上げ率はどれくらいになるのか。

4点目、今回の引き上げによる人件費の総額、年間で歳出の増額はどれくらいになるのか。

もう1点は、この場で——この関連でいいのかわかりませんが——要するに、国家公務員は退職手当の引き下げも人事院勧告なされました。国は、地方公務員の退職手当についても、自治体に、いわゆる条例改正を求めるということになっておりましたが、これは宮崎県には対象外となったのかどうか。

以上をお尋ねいたします。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中村 宏規君） お答えいたします。

まず最初に、今現在、遡及、要するに東日本大震災以降の水準に達していない職員であります、現在8名の方が今回の措置でもその水準には達しないということになります。

それから、0.2%の国を上回る理由であります、これにつきましては、若い職員の上げ幅が大きいわけでございます。その関係で、本町の職員の場合は平均年齢が国よりも若いのではな

いかと推察をされます。（「県」と呼ぶ者あり）国及び県です。

要するに、若い職員が多いと上げ幅が多くなりますので、改定率が高くなるということです。ですから、恐らくそういうことで、うちの町のほうが高くなっているのではないかと推察をされます。

それから、影響額でございますが、影響額の総計が、一般職では387万5,770円の総額でございます。月例給与が63万4,000円です。6月ボーナスが11万3,000円ほど、12月ボーナスが313万円ほどでございます。

それから、退職手当の引き下げ関係につきましては、うちは退職手当組合に参加しております、その中で検討をされるということでございますが、その結果についてはまだ聞いておりません。

それから、最小と最大の給与引き上げ率でございますが、これについては、そこまでまだ試算を今この場ではしておりませんので、申しわけありませんが答えることができないものです。

○議長（黒木 泰三） 6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） まだ、引き下げから、引き上げが4年続いても、なおかつ8名の職員がそれに達していないと。これは先ほど言われたように年齢もあるでしょうけれども、課長、最大、いわゆる0.2%というのは平均ですから、課長が言うに若い人に分厚く、高給、高い人は薄くといって平均が0.2、それが高いと言っているんです、ほかの県やら国よりも。今、課長が若い人に手厚くはわかります、平均が0.2だから。0.3の人もおれば0.1の人もおる、並べて0.2。その平均が高いのはなぜですかって聞いているから、先ほどの理由は説明にならない。

それから、8名の方がまだ未達。8名ですよ、まだ未達の方は。その人たちは4年間も連続して引き上げになって、まだ基準に達していないということは、何か大きな理由があるんですか。

要するに今、引き上げ率については若い人か、年配の人かわかりませんが、到底、一律、その段階で一律が引き上げになってなおかつ、4年間引き上げになっても未達ということは、過去に何か懲戒処分を受けたとか、昇給をストップしたとかそういう例があつてなっているのかどうか、それをもう1回お尋ねします。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中村 宏規君） 0.2%の引き上げ率は国と同じでございます。そこは平均です、平均0.2%の引き上げは国と同じ水準でございます。

給料表というのは、各自治体全て同じ給料表でございます。今回、国から示された給料表に基づいて、現在の格付をそのまま移行したときにその数字が出るということでありまして、うちのほうの給料表だけがほかの自治体と違うということではありませんので、結果、その給料表を見た

ときに、若年層に対して手厚い差額が出ているということですので、平均給与が上回る場合は、若手職員が多いということになるかと思えます。

それから、給与水準、東日本大震災のほうで見直しが行われたわけですが、そのときの水準に達していない職員が8名ほどおります。これについては、条例改正を行いまして、一応来年の3月までということで、それ以後は給料の引き下げが行われるものであります。

その引き下げる対象になりましては、来年の1月1日でかなり給与、昇給をした場合には、8名からさらに低く、対象者は少なくなると考えております。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 課長、その8名の方は4年間引き上げになってもなおかつ、基準に達してないということは、過去に——過去かわかりません——懲戒処分を受けたとか、何らかの理由があったんですかということをお願いいたします。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中村 宏規君） そういうものではなくて、結局昇進、昇格、昇格とか昇給については、うちの内規に従いましてしっかりと行っているものでして、その格付したときに新しい給料表でやったときに、要するに、給料が多いということで、新しい給料表で追っかけていっても戻らないというだけの話でありまして、処分というのとは全然問題が違うものでございます。

（発言する者あり）

要するに、水準に戻らないという人はそういうことになります。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。8番、原博君。

○議員（8番 原 博君） 先ほど質問があったんですが、今回の件でどれくらい上がったのか、総額で。回答がまだないですから。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中村 宏規君） 先ほども申し上げましたが、一般職の総額で影響額は387万5,770円でございます。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。8番、原博君。

○議員（8番 原 博君） 個人的になったら大体どのくらいなんですか。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中村 宏規君） 1人平均でいきますと、月額当たり619円でございます。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） これより、議案第71号に対する討論・採決を行います。本案に対する反

対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第72号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより、議案第72号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第73号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより、議案第73号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号平成29年度木城町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第74号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより、議案第74号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案第75号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより、議案第75号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号平成29年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とい

たします。

議案第76号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより、議案第76号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号平成29年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第77号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより、議案第77号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号平成29年度木城町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第78号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより、議案第78号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号平成29年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第79号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより、議案第79号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（黒木 泰三） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、平成29年第6回木城町議会臨時会を閉会いたします。

ここで町長から発言が求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） 一言お礼を申し上げたいと思います。第6回木城町議会臨時会における議案のご審議、まことにありがとうございました。上程をいただきました10議案、全て原案のとおり承認及び可決をいただきまして、厚くお礼を申し上げたいと思います。

二十四節気の1つ、小雪を過ぎ、これからが一段と寒くなってまいります。議員各位におかれましては、十分健康にご留意をいただきますようご祈念を申し上げまして、第6回臨時会のお礼

といたします。ありがとうございました。

○議長（黒木 泰三） 議員の方は控室にお願いいたします。

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、ご起立ください。一同、礼、ご苦労さまでした。

午前9時34分閉会
